

日本原子力研究開発機構 令和元年度第1回  
工事契約に関する入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和元年12月23日(月) 本部 会議室2	
委員	委員長 : 宮本 満 (社会福祉法人理事) 委員 : 金 利昭 (大学教授) 委員 : 武田 彩織 (弁護士)	
審議対象期間	平成30年10月1日～令和元年9月30日	
抽出案件(合計)	3件	備考) 抽出案件の個別審議については、別紙のとおり。
工事(小計)	2件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0件	
一般競争入札(上記工事を除く)	2件	
指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	0件	
一般競争入札	1件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	
	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件

番号	契約種別	契約方式	建設工事及び設計・コンサルティング業務
(1)	建設工事	一般競争入札	01 アトムプラザ空調設備改修工事
(2)	建設工事	一般競争入札	もんじゅ港内しゅんせつ工事 (2019 年度)
(3)	設計・コンサルティング業務	一般競争入札	30 大洗研 安全管理棟他耐震改修設計業務

意見・質問	回答
<p>1. 日本原子力研究開発機構において発注した建設工事について（事務局より説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>2. 日本原子力研究開発機構において発注した設計・コンサルティング業務について（事務局より説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>3. 指名停止等の措置状況について（事務局より説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名停止措置に該当した事例はあったか。</li> <li>・指名停止措置には対象区域があるのか。</li> <li>・指名停止措置に関し、文部科学省に準じた取扱いをしているとのことだが、他の省庁でも同様の措置であるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の競争参加者資格を有し、措置に該当した事例はなかった。措置を講じられた者はいたものの、対象区域が機構の組織が置かれていない区域であった。</li> <li>・情状に応じて、対象となる区域（全区域又は一部の当該区域）が定められる。</li> <li>・指名停止措置は競争参加者資格を有している者に対して措置を講じるもので、省庁ごとに有資格者を対象として措置を講じている。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>4. 建設工事に及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議</b>  <b>(1) 01 アトムプラザ空調設備改修工事</b>  <b>【高落札率】(敦賀調達課、請求元より説明)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備における機器のスペックはどこまで業者に指示したのか。</li> <li>・近年温室効果ガスの排出が懸念されているが、それは業者に何か考慮を要求したか。</li> <li>・当該工事の競争参加資格は何に基づいているのか。</li> <li>・競争参加資格の(5)で応札できる業者の範囲が狭められたりはしていないか。</li> <li>・汎用品が大部分を占める工事であるのに、配置技術者の資格が厳しくはないか。</li> <li>・資料2において、「96：01 アトムプラザ空調設備改修工事案件」が高落札で「97：事務棟空調機器設備更新工事」が低入札となっており、どちらも同じ業者(株式会社増田空調)の空調更新工事であるが、どういうことか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器のメーカー(数社)までは指定したが、それ以上に具体的な指定はしていない。</li> <li>・温室効果に関する要求は特にしていない。</li> <li>・国の基準に沿っているかを確認している。</li> <li>・延べ床面積での要件は7割を担保、技術者要件は5割を担保しているため、特に過剰な設定という認識はない。</li> <li>・国の基準に基づいている。 仕様書の内容からして、厳しすぎる要件とならないよう、各機関等の状況等を鑑み、確認するなど、努力して参りたい。</li> <li>・推測ではあるが規模が異なり、要件にも違いがあったと思われる。 資料等を用意していないため即答できないが確認する。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p>(2) もんじゅ港内しゅんせつ工事 (2019 年度) 【1 者応札】 (敦賀調達課、請求元より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事は 2～3 年に 1 度行われているのか。</li>   <li>・H24 と H28 で予定価格と契約金額にばらつきが見られるがどういうことか。 (金額が 3 分の 1 になっている。)</li>   <li>・H29～H31 にかけて予定価格が上昇しているようだが、理由を伺いたい。</li>   <li>・その期間の単価設定はどうなっていたか。</li>   <li>・追加工事費は取られなかったのか。</li>   <li>・しゅんせつ工事の費用を考慮すると防波堤を延長させることで、砂の流れを変化させることはできないのか。</li>   <li>・しゅんせつ工事は継続的に同じ企業が工事に参加しているのか。</li>   <li>・継続して参加することのメリットは何か。</li>   <li>・予定価格はどう設定しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年は 2～3 年に 1 度港付近の砂を維持しゅんせつしている。  (たまり過ぎると港の奥に砂が達し施設の健全性に影響が出る為)</li>   <li>・H24 は低入札での落札であったと記憶している。そのため予定価格と契約金額に乖離が出ている。</li>   <li>・しゅんせつ土量が増加したことにより、予定価格も増額となっている。  H29 は当初工事範囲が 30,000 立米であったが、予算都合により範囲を狭めて 20,400 立米となった。当初の予定でできなかった砂の処理を H31 年にかけて引き継ぐ形となり、全体で 32,500 立米となったことから、予定価格も増額となった。</li>   <li>・単価はほぼ同じに設定している。</li>   <li>・追加工事費用は特に必要としなかった。</li>   <li>・延長すると燃料を運ぶ船が港に入ることができなくなるため、港湾機能の維持が妨げられる可能性がある。  また、取水設備を沖へ伸ばすことはこれまで以上に費用がかかるため、現在定期的に行っているしゅんせつ工事が金額的にも効率面でも適していると考えます。</li>   <li>・最近では五洋建設が継続して参加している。過去には東亜建設工業が参加した実績もある。</li> <li>・施設の構造を熟知しているため、効率的に作業ができると考えている。</li>   <li>・予定価格については港湾土木請負工事積算基準から算出している</li> </ul>

意見・質問	回答
<p>(3) 30 大洗研 安全管理棟他耐震改修設計業務【低入札】(大洗調達課、請求元より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の積算方法を教えていただきたい。</li> <li>・ 工事箇所は全て一般区域だったか。</li> <li>・ 当初の見積金額が高すぎたのではないか。予定価格の決め方について見直しが必要に考える。データベース等整っているのであれば、最初の金額の決め方に工夫をするべきと考える。</li> <li>・ 予定価格設定が高すぎるのか、会社が無理をしているのか考えられが、そこに関して何か問題は感じなかったか。</li> <li>・ 5 番目の株式会社三輝設計事務所は明らかに入札価格の桁が違うが、どういうことか。</li> <li>・ 低入札価格調査におけるヒアリングは事前に回答を文書でもらい、その後実施したという認識でいいか。口頭ではないということか。</li> <li>・ 具体的に何をもって株式会社アイ・エス・エスが大丈夫だと判断したのか。</li> <li>・ 参考見積を取得した 3 社は、全て応札したのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図面及び設計書案を作成し、3 社に見積を依頼した。それ基に予定価格を作成した。</li> <li>・ 全て一般区域で放射線管理区域はない。</li> <li>・ 複数者から見積書を徴取することによって、精度を高めているため、予定価格は妥当と考えている。</li> <li>・ 株式会社アイ・エス・エスは当機構の設計は 2 回目であり、過去の設計実績を考慮しても優秀な会社であると認識している。 また、履行体制についても全て元請であり、バックアップ体制も整備されている。</li> <li>・ 当該企業の勘違いにより桁が大幅に違うのではないか。</li> <li>・ ご認識のとおりで、口頭ではなく、事前に文書で回答を得たうえで実施した。</li> <li>・ 設計実績をもって判断を下した。 また、当該業者は下請なしで、全て自社で履行可能であったことも根拠となる。</li> <li>・ 3 社のうち 1 社のみ応札した。 株式会社アイ・エス・エスに参考見積は依頼していない。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>5. その他</b> 再苦情処理会議への申立状況等 (該当なし)</p> <p><b>6. 講評</b> (審議講評要旨) 日本原子力研究開発機構が、平成30年10月1日から令和元年9月30日までに、発注契約した「建設工事」及び「設計・コンサルティング業務」に係る発注契約の手続きの適格性について、抽象案件の審議を通じて審査した結果、「公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律」の趣旨に沿って適正に行われていることを確認した。(宮本委員長)</p>	